

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する取り組み事項

当院では看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資することを目的として計画を策定し、これに基づき以下の取り組みをしております。

1. 看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資する体制

1) 看護職員の勤務状況の把握等

①勤務時間 平均週 38 時間 45 分

②夜勤に係る配慮 (2 交替)

勤務後の暦日の休日の確保、勤務希望に沿った予定の作成

2) 看護職員の負担軽減および処遇改善に資する計画

- ・ 計画の策定、年 1 回の見直し
- ・ 職員に対する計画の周知

3) 取り組みの公開

- ・ 院内掲示およびホームページ

2. 看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

1) 業務量の調整

2) 看護職員と他職種との業務分担

薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床検査技師、事務職

3) 看護補助者の配置

4) 妊娠・子育て中、介護中の職員に対する配慮

夜勤の削減または免除、休日勤務の制限、配置場所の配慮、育児のための休業、短時間勤務制度、子の看護休暇制度

5) 短時間正規雇用の看護職員の活用

6) 多様な勤務形態の導入

7) 夜勤における看護業務の負担軽減

- ・ 夜勤従事者の増員
- ・ 夜勤回数の上限設定
- ・ 勤務間隔 11 時間以上確保
- ・ 夜勤の連続回数を 2 回までに制限
- ・ 暦日の休日確保
- ・ 看護補助者の夜間配置